

60歳以上のスタッフ
のいる企業様必見！

定年などを延長すると**助成金**が貰える可能性が!!
～定年延長タイプ助成金のラストチャンスか?～

**社員の定年制度を
65歳以上へ引上げ等の
制度を導入するだけ！**

最大

120
万円

- ・65歳以上への定年引上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **100万円**
- ・66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止・・・・ **120万円**
- ・69歳までの継続雇用制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ **60万円**
- ・70歳以上への継続雇用制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ **80万円**

貴社が抱える「資金不足」と「人材不足」を公的制度で解決！

助成金の専門家が貴社にあった助成金の申請方法について無料でアドバイスをいたします！

65歳超雇用推進助成金 徹底活用法!!

65歳超雇用推進助成金 Q&A

Q1.どんな会社を対象になるの？

A1.定年制度があらかじめ就業規則に定めがあり、かつ60歳以上の雇用被保険者(正社員・無期契約)がいる会社を対象になります。

Q2.定年引上げて何をすればいいの？

A2.就業規則に定める定年を66歳以上またはそのものを廃止、あるいは継続雇用制度を66歳以上に延長することです。

Q3.何か注意点はあるの？

A3.1番のポイントは、就業規則の変更などを社会保険労務士に依頼し、適正に制度化することです。また、そのための経費負担が要件となっています。(領収書等添付) (注)自社で就業規則を変更・届出するだけでは、この助成金の申請はできません。

Q4.助成金の申請って面倒だって聞くけど？

A4.弊所で書類作成から提出代行まで代行いたします。この助成金に興味をもたれた経営者様は**まずは活用に向けたアンケートへご回答ください**。助成金の専門家がトータルアドバイスさせていただきます。

Q5.継続雇用制度とは？

A5.定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を、定年後も引き続き嘱託や有期契約等で雇用する制度です。

ご存知の通り、助成金は国から**タダで貰えて返済も不要のお金**です。
ですが、メリットが大きい分貰うための条件も厳しいです。
今回ご紹介する助成金は**非常に受給しやすくなっています!**
定年延長タイプの助成金はラストチャンス? 定年70歳超の法定化...無理!!

まずは、アンケートにご回答ください!
貴社に合った助成金探しなら、
ぜひ、専門家へお尋ねください!

アンケートはこちら

約20年前より定年延長タイプの助成金に携わってきた実績があります。

SR佐々木事務所

FAX 03-6907-3720

TEL 03-6907-3710

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-8-5 パレドール池袋201

Mail info@sinfo.jp